



市老連だより 5

平成 30 年 7 月 11 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

介護療養型医療施設の精神科作業療法施設の兼用でQ&A 厚労省

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は7月4日、2018年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) を策定し、都道府県などに事務連絡しました。介護療養型医療施設の精神科作業療法専用施設と機能訓練室との兼用や、通所介護・リハビリテーションにおける【栄養改善加算】の取り扱いなどについて、記載しました。

介護療養型医療施設の精神科作業療法の専用施設と、生活機能回復訓練室、機能訓練室、食堂などとの兼用についてQ&Aは、入所者へのサービス提供に支障を来たさず、必要な面積を満たすのであれば、「いずれの場合も兼用することは差し支えない」と説明しました。精神科作業療法専用施設と兼用するほかの施設を区画せず、1つのオープンスペースとしてもよいことも示しました。通所サービス（通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護）の【栄養改善加算】については、管理栄養士による【居宅療養管理指導費】との併算定ができないことを明記しました。

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター 311
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612